

ダイオキシン類に係る排出量

1. 届出外排出量と考えられる排出

ダイオキシン類の全国排出量は「ダイオキシン類の排出量の目録(排出インベントリー)」において、別途推計されている。同インベントリーの推計値には事業者からの届出排出量も含まれているため、届出排出量が含まれる発生源においては、推計対象年度のダイオキシン類の届出排出量を差し引いたものを届出外排出量と考える。

なお、水域への排出は同インベントリーの推計値と届出値がほぼ一致しているため、届出外排出量の推計は行わないこととする。

表1 「ダイオキシン類の排出量の目録(排出インベントリー)」の発生源と推計区分の関係(大気)

発生源	届出外排出量の推計区分			
	対象業種	対象外業種	家庭	移動体
製紙(KP回収ボイラー)				
その他の製造業関連施設				
火力発電所				
一般廃棄物焼却施設				
産業廃棄物焼却施設				
小型廃棄物焼却炉等				
火葬場				
自動車解体・金属スクラップ卸売業 アルミニウムスクラップ溶解工程				
たばこの煙				
自動車排出ガス				

2. 推計方法

「ダイオキシン類の排出量の目録(排出インベントリー)」における発生源別の全国排出量から届出排出量を差し引いた値を届出外排出量とみなし、その値を発生源に関連した指標を用いて都道府県に配分するものとする(図1参照)。

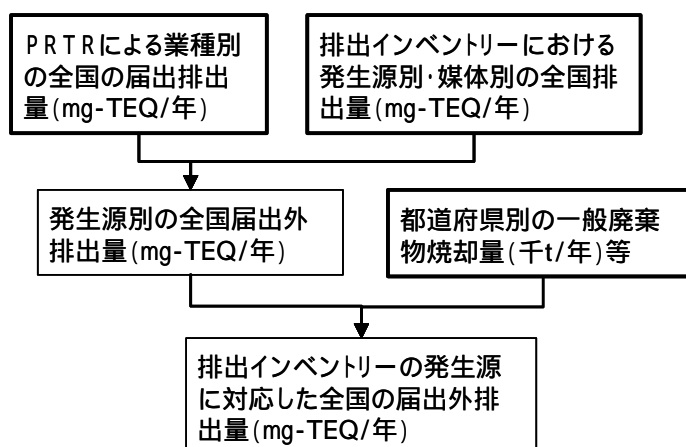


図1 「ダイオキシン類」に係る排出量の推計方法

3. 推計結果

ダイオキシン類に係る全国の届出外排出量の推計結果は表2の通りである。

表2 ダイオキシン類に係る全国の届出外排出量の推計結果(平成13年度;大気)

排出インベントリー		排出量 (g-TEQ/年) (a)	届出排出量 (g-TEQ/年) (b)	届出外排出量 (g-TEQ/年) =(a)-(b)
発生源				
	製紙(KP回収ボイラー)	0.039	-	0.039
	塩ビモノマー製造施設 クロロベンゼン製造施設、等	0.31	-	0.31
	セメント製造施設 瓦製造施設、等	4.8	-	4.8
	製鋼用電気炉 鉄鋼業焼結工程	160	144	16
	鋳鍛鋼製造施設	0.49	-	0.49
	亜鉛回収施設 アルミニウム合金製造施設 アルミニウムスクラップ溶解施設	26	26	-
	銅一次精錬施設 伸銅品製造施設、等	3.6	-	3.6
	自動車製造・自動車部品製造業 アルミニウムスクラップ溶解施設	0.13	0.13	-
	自動車製造(アルミニウム鋳物・ダイ カスト製造)施設、等	3.9	-	3.9
	火力発電所	1.6	-	1.6
	一般廃棄物焼却施設	812	650	162
	産業廃棄物焼却施設	533	139	394
	小型廃棄物焼却炉等	202	56	146
	火葬場	4.8	-	4.8
	自動車解体・金属スクラップ卸売業 アルミニウムスクラップ溶解施設	2.2	-	2.2
	たばこの煙	0.2	-	0.2
	自動車排出ガス	1.59	-	1.59
合 計		1,757	1,015	742

表3 ダイオキシン類に係る排出量推計結果(平成13年度;全国)

対象物質		届出外排出量(mg-TEQ/年)				
物質 番号	物質名	対象業種を 営む事業所	非対象業種 を営む事業 者	家庭	移動体	合計
179	ダイオキシン類	585,360	154,850	200	1,590	742,000
	合 計	585,360	154,850	200	1,590	742,000